

自転車保険 入ってますか？

令和2年10月1日から 自転車保険への加入が 義務となりました

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正されました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきませうお願いします。



自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

○全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

賠償額

約9,521万円

高額賠償の事例

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった。

保険
加入
義務化

対象者

自転車を利用する人
(子どもが利用する場合はその保護者)

従業員に自転車を利用させる事業者

自転車貸付業者(県への届出義務があります)

※事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

その他の改正ポイント

事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

○自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



自転車保険
の取扱事業
者はこちら
から